

令和8年1月10日

各 位

狭山市卓球連盟  
会長 小澤まゆみ

## 令和8年度狭山市卓球連盟加盟登録について（ご案内）

新春を迎え、皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
また当連盟には平素からご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、当連盟では令和8年度も卓球の普及と競技力の向上のため連盟事業をさらに推進いたしますので、下記により更新または新規加盟手続きをお取りいただき、組織力強化にご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 登録資格

- (1) 本連盟の趣旨に賛同し、非営利で卓球を愛好する団体および個人は、正会員または準会員に登録できる。
- (2) 団体会員
- ア 正会員  
狭山市内に在住・在勤・在学する者。
  - イ 準会員  
市外在住者で、団体の代表者が連盟に推薦し理事会の承認を得た者。
- (3) 個人会員
- 狭山市の団体に所属していない者で、狭山市卓球連盟の会員を希望する者。  
なお、市内在住、在勤、在学者は正会員、市外在住者は準会員とする。
- (4) 登録条件
- ア 1団体は3名以上とする。
  - イ 個人会員は1名からとする。

#### 2 登録費（年の会費）

団体（1団体）	2,000円
個人（1名）	500円

#### 3 登録有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 所属団体

所属する団体は基本的には1つとする（1名1団体）。ただし、当連盟独自の制度として複数の団体に登録することが出来る。大会に参加する場合は、同一の団体から参加することが望ましい。大会参加資格は各大会要項に準ずる。

## 5 特典

- (1) 当連盟主催事業のうち市民大会と講習会の参加費を減額する。
- (2) 構成員が10名以上の団体は、狭山台体育館の使用料減額対象団体となることが出来る。

## 6 代表者・評議員

- (1) 代表者と評議員を各1名ずつ選出する。
- (2) 評議員は団体登録者で、評議員会に出席して重要事項を審議する。
- (3) 複数登録をした者が複数団体の代表者および評議員になることは出来ない。
- (4) 代表者は同一団体の評議員を兼ねることが出来る。

## 7 申込方法

- (1) 登録申込書・申請書は下記へ郵送する。

〒350-1306 狹山市富士見 2-23-27 津田方 狹山市卓球連盟事務局 宛  
なお、申込書は狭山市卓球連盟ホームページの「連盟登録」からもダウンロード  
出来ます。(メニューより「連盟登録」を選択して下さい。)

※ホームページアドレス <https://sayamashitakkyurenmei.com>



- (2) 年会費は同封の払込取扱票を使用する。用紙の無い方は郵便局にある  
払込取扱票で下記口座に振り込んで下さい。(振込料金はご負担願います)

口座番号 00200-9-106399 加入者名 津田 青美

※ 通信欄には団体名も記入して下さい。

## 8 申込期日

令和8年3月1日(日)～令和8年3月15日(日)

## 9 追加登録

前項で登録申込を済ませた団体に新たに加入する会員の登録は、各団体の代表が  
狭山市卓球連盟事務局に必要事項(登録申込書と同)を記載し、直接申込むか又は  
郵送で申込み、理事会の承認を得る。(様式は適宜)

## 10 問合せ先

狭山市卓球連盟事務局 電話・FAX 04-2958-9036